



## 洋上風力発電事業における候補海域の拡充を求める意見書

エネルギー産業とともに発展してきた唐津市では、経済、生活及び環境との調和を図りつつ、これからのエネルギーをどのように創り出し、どのように使っていくべきかを真剣に考え、地域の持続的な発展を目指す低炭素社会の実現に向け行動していくべきとの考えから、再生可能エネルギーの導入等による低炭素社会づくりの推進に関する条例を制定している。

東松浦半島の沖合で検討されている洋上風力発電事業の候補海域としては、保全区域や定期航路などの配慮が必要な区域を除いた海域のうち、風況が良い「馬渡島周辺」「玄海町北西」「小川島東」「神集島東」の4海域が想定されるなか、佐賀県においては、「馬渡島周辺」「玄海町北西」の2海域が現在検討中の区域と位置付けられ、「小川島東」「神集島東」の2海域については、将来可能性がある区域とされている。

本市議会としては、大きな経済効果が期待される洋上風力発電事業の誘致に関し、東松浦半島の沿岸部や離島に雇用の場を早期に創出するため、その経済効果を大きく捉えることができるよう候補海域を拡充するように強く要請する。

- 1 現在検討中の区域と位置付けられている「馬渡島周辺」「玄海町北西」の2海域に、「小川島東」「神集島東」の2海域を加えた4つの海域すべてを候補海域と位置付けること。
- 2 洋上風力発電施設整備に伴う資機材等の搬出入のほか、発電施設設置後のオペレーション&メンテナンスを担う拠点港湾として「唐津港」を位置付けるとともに、所要の整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年10月13日

佐賀県知事 山口 祥 義 様

佐賀県唐津市議会

